

支払基金通知（一部抜粋）

平成 23 年 4 月から開始を予定し、関係団体と協議していた下記の新規事業については、それぞれに掲げる理由により、当面、開始時期を延期せざるを得ないと判断いたしました。

これらは、本年 1 月に策定した「支払基金サービス向上計画」の一部として、保険者等の皆様から期待を寄せられていたものであることは、十分承知していますが、今次の大震災の復興支援を最優先に取り組む必要があることにつきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 . 突合点検及び縦覧点検並びに医科電子点数表を参照した算定ルールのチェック
 - (1) 大規模なシステム変更を伴うものであり、通常においても予期せぬプログラムの不具合に対処すべく、人的対応可能な体制を整備しておく必要があるが、当分の間、被災地支部においてその体制整備が困難と判断されること。
また、職員及び審査委員の操作研修等の諸準備が整わないこと。
 - (2) 宮城支部において、コンピュータシステムに被害が生じ、回復に努めているが不安定な状態であること。また、東京電力及び東北電力による計画停電により、該当する地域の支部のサーバの安定稼働が困難と見込まれること。
 - (3) 被災地支援のための臨時のプログラム変更のため、システム担当者の相当数を振り向けざるを得ないこと。
- 2 . 払込請求書の一部改正及び診療報酬の資金管理業務の一元化
 - (1) 被災地における保険医療機関等への確実な支払の確保を最優先とし、その準備を取り進めていること。
 - (2) 被災した保険者等からの診療報酬の納入が困難な場合等が考えられ、委託金の取扱い等の確かな資金管理を行う必要があり、その対応を取り進めていること。